

町政を問う！

一般質問

生活扶助基準の引き下げによる町民への影響

木村好孝議員

8月から生活扶助費削減計画が実施されるが、食費・光熱費などの生活扶助費を3年かけて実施する総額740億円の大規模削減は、すべての国民に「健康で文化的な最低限度の生活」を保障した憲法第25条に反するものである。

国民の最低生活保障基準の引き下げによる影響は、生活保護受給者にとどまらず、町民生活全体に及ぶが、特に、最低賃金・住民税の非課税基準、住民税非

課税世帯の保育料への影響と対応について伺う。

高薄町長

生活扶助引き下げによる影響で、最低賃金については、国から示された対応方針のなかにはまだ情報がない状況である。現在、北海道の最低賃金は719円と低いため、国へ改定を要望している。

住民税の非課税基準については、町税条例に基づき均等割を課さない範囲を決めており、限度額は生活保護基準を勘案している。国では生活保護基準の改正を踏まえて、平成26年度以降の税制改正において検討するとなっているが、明確な情報は届いてい

ない。本町は三級地であり、限度額は28万円となっているが、改定により26万円に引き下げられると予測している。そうなると新たに37名が均等割の課税対象となる。

非課税世帯の保育料については、現状、影響はないとみているが、納付が困難な世帯があれば、相談に応じて、子どもにも影響がないように対応したい。

生活保護法 一部「改正案」と生活困窮者自立支援法

木村好孝議員

生活保護法「改正」の基

本をなす、保護の申請書の義務付け規定についてと、福祉事務所への扶養義務者に対する調査権限の付与及び義務を果たしていないと判断した場合の扶養義務に対する通知の義務付けについて伺う。

また、この法案と一体をなす生活困窮者自立支援法は、「とりあえず就労」を基本とするもので、「法案とも違法とされている「水際作戦」の合法化、手段になると危惧されるが、見解を伺う。

高薄町長

生活保護の申請に際して書面で提出しなければならぬとされているが、保護の決定に必要な事項を明確にするという法制上の整合性を図るための改正だと聞いている。申請に必要な事項の内容についての変更はないと思われる。

福祉事務所への扶養義務者に対する調査権限の付与については、扶養を履行していないと判断されるとき、扶養義務者へ報告を求めていくことになると思うので、限定的ではないかと予想される。

生活困窮者自立支援法では、自立までの生活をサポートするという目的から、社会訓練・就労支援の創設、職を失った方に家賃相当分を有給で支給、生活困窮家庭への学習支援、相

談事業が盛り込まれている。平成27年度から施行予定で、実効性などについては危惧する面もあるが、今後の国の動向を注視していきたい。

新規の交流人口拡大支援事業とは

奥秋康子議員

交流人口拡大支援事業として、NPO法人に3年間で総額約1359万円を補助するとして提案されたが、そのほとんどが人件費である。明確なビジョンがなければ、一過性のブームに便乗し、多額の補